議案の概要と審議結果 （賛成・・・〇、反対・・・×）

会派略称

自民党＝自由民主党新宿区議会議員団　公　明＝新宿区議会公明党
共　産＝日本共産党新宿区議会議員団　新宿会＝新宿未来の会
民無ク＝立憲民主党・無所属クラブ　維　新＝日本維新の会・新宿区議団
参政党＝参政党新宿まなびとまもりの会　れいわ＝れいわ新選組　新宿
現　役＝現役世代に優しい新宿　新立憲＝新宿区議会立憲フォーラム

令和6年第4回定例会（11月28日～12月9日）

議案名			概要	自民党	公明	共産	新宿会	民無ク	維新	参政党	れいわ	現役	新立憲	議決結果
区長提出議案（３６件）	予算（６件）	令和6年度新宿区一般会計補正予算（第9号）	※債務負担行為のみの補正 補正の理由：新宿文化センター特定天井等改修工事の限度額の変更（補正前：181,413千円　補正後：440,430千円）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		令和6年度新宿区一般会計補正予算（第10号）	補正予算額：2億5,210万8千円、補正後予算額：1,963億626万5千円 補正の理由：家事育児サポート事業のベビーシッター利用の実績増に伴う助成件数の増、法改正に伴い、政令の定めに該当する者へのマイナンバーカードの「特急発行」を実施するための経費、地域密着型サービス整備助成及び都市型軽費老人ホーム整備助成の補助単価の見直しに伴う助成金の増、社会資本等整備基金積立金　等を計上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		令和6年度新宿区一般会計補正予算（第11号）	補正予算額：7億7,804万1千円、補正後予算額：1,970億8,430万6千円 補正の理由：現員現給による調整及び給与改定等に伴う給与費　等を計上	○	○	○	○ 1人棄権	○	○	○	○	○	○	可決
		令和6年度新宿区国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	補正予算額：3,034万円、補正後予算額：395億1,299万1千円 補正の理由：現員現給による調整及び給与改定等に伴う給与費　等を計上	○	○	○	○ 1人棄権	○	○	○	○	○	○	可決
		令和6年度新宿区介護保険特別会計補正予算（第3号）	補正予算額：3,313万9千円、補正後予算額：279億3,611万円 補正の理由：現員現給による調整及び給与改定等に伴う給与費　等を計上	○	○	○	○ 1人棄権	○	○	○	○	○	○	可決
		令和6年度新宿区後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	補正予算額：667万4千円、補正後予算額：87億2,043万3千円 補正の理由：現員現給による調整及び給与改定等に伴う給与費　等を計上	○	○	○	○ 1人棄権	○	○	○	○	○	○	可決
	条例の制定・改正（１１件）	新宿区組織条例の一部を改正する条例	特別区税及び国民健康保険料の滞納整理に係る事務を一元的に行うため、滞納対策に関することを総務部の分掌事務に加える。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		新宿区未来につなぐ町会・自治会ささえあい条例	区、区民及び地域で活動する様々な主体が連携し、町会・自治会の活性化のために必要な施策に取り組むことにより、地域コミュニティの活性化を図り、もって暮らしやすいまちの実現に資するため、町会・自治会の活性化の推進に関し必要な事項を定める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	議長、副議長、委員長、副委員長及び議員の議員報酬の月額及び期末手当に係る支給月数を改定する。	○	○	×	○ 1人棄権	○	×	○	○	×	○	可決
		新宿区長及び副区長の給料等及び旅費条例の一部を改正する条例	区長及び副区長の給料の月額及び期末手当に係る支給月数を改定する。	○	○	×	○ 1人棄権	○	×	○	○	×	○	可決
		新宿区監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例	監査委員の給料及び報酬の月額を改定する。	○	○	○	○ 1人棄権	○	×	○	○	○	○	可決
		新宿区選挙管理委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	新宿区選挙管理委員会の委員等の報酬の日額を改定する。	○	○	○	○ 1人棄権	○	×	○	○	○	○	可決
		新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例	教育長の給料の月額及び期末手当に係る支給月数を改定する。	○	○	○	○ 1人棄権	○	×	○	○	×	○	可決
		新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	教育委員会の委員の報酬の月額を改定する。	○	○	○	○ 1人棄権	○	×	○	○	○	○	可決
		新宿区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	令和6 年特別区人事委員会の勧告を受け、職員の給与を改定する。	○	○	○	○ 1人棄権	○	○	○	○	○	○	可決
		新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.20 月引き上げる。	○	○	○	○ 1人棄権	○	○	○	○	○	○	可決
		新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	令和6 年特別区人事委員会の勧告を受け、職員の給与を改定する。	○	○	○	○ 1人棄権	○	○	○	○	○	○	可決
	その他（１６件）	特別区道の路線の廃止及び認定について	廃止する路線：路線名43-651（霞ヶ丘町）、路線名43-670（霞ヶ丘町）、路線名43-690（霞ヶ丘町） 認定する路線：路線名43-691（霞ヶ丘町）	○	○	×	○	× 1人棄権	○	○	×	○	○	可決
		公の施設の指定管理者の指定について	百人町高齢者在宅サービスセンター（百人町3-30-2）　・・・社会福祉法人新宿区社会福祉事業団	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
			新宿福祉作業所（戸山1-22-2）　・・・社会福祉法人日本キリスト教奉仕団	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
			高田馬場福祉作業所（高田馬場4-10-2）　・・・社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
			障害者生活支援センター（百人町4-4-2）　・・・医療法人財団厚生協会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
			山吹町地域交流館（山吹町342）　・・・生活協同組合・東京高齢協	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
			上落合地域交流館（上落合2-28-8）　・・・生活協同組合・東京高齢協	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
			高田馬場地域交流館（高田馬場1-4-17）　・・・社会福祉法人新宿区社会福祉事業団	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
			かしわヴィレッジ（北新宿3-27-6）　・・・社会福祉法人新宿区社会福祉事業団	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
			北新宿地域交流館（北新宿2-3-7） 北新宿第一児童館（北新宿2-3-7）　・・・株式会社テンダーラビングケアサービス	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	可決
			高田馬場第一児童館（高田馬場3-18-21）　・・・ライクキッズ株式会社	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	可決
			上落合児童館（上落合2-28-8）　・・・株式会社ポピンズエデュケア	○	○	×	○	○	○	○	×	×	○	可決
			中井児童館（中井1-8-12）　・・・株式会社東急キッズベースキャンプ	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	可決
		新宿区立新宿文化センター特定天井等改修その他工事請負契約の変更について	令和5年第3回新宿区議会定例会における議決及び令和6年第2回新宿区議会定例会における変更の議決に基づき締結した新宿区立新宿文化センター特定天井等改修その他工事請負契約について、その契約金額を変更する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		新宿区立新宿文化センター特定天井等改修その他に伴う電気設備工事請負契約の変更について	令和5年第3回新宿区議会定例会における議決及び令和6年第2回新宿区議会定例会における変更の議決に基づき締結した新宿区立新宿文化センター特定天井等改修その他に伴う電気設備工事請負契約について、その契約金額を変更する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		新宿区立新宿文化センター給排水衛生設備改修その他工事請負契約の変更について	制限付一般競争入札により令和6年5月9日付けで締結した新宿区立新宿文化センター給排水衛生設備改修その他工事請負契約について、その契約金額を変更する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	人事の同意（３件）	新宿区教育委員会委員任命の同意について	年綱和代氏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
			折原明子氏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
		新宿区名誉区民選定の同意について	小林研一郎氏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
委員会提出議案（１件）		新宿区議会会議規則の一部を改正する規則	議事を記録する方法として、新たに議長が適当と認める方法を定める必要があるため、『新宿区議会会議規則』の一部を改正する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議員提出議案（１件）	意見書（１件）	「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書	「こども誰でも通園制度」は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。 地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進と子どもの安全のために、特段の取組を国会及び政府に求めました。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決